

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（技術的能力）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>ハ. 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(2) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(i) 重大事故等対策</p> <p>(d) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備</p> <p>(イ) 手順書の整備 1) ～6) (略)</p>	<p>ハ. 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(2) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(i) 重大事故等対策</p> <p>(d) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備</p> <p>(イ) 手順書の整備 1) ～6) (略)</p> <p><u>7) 有毒ガスの発生時に，事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう，運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制及び手順書を整備する。敷地内の固定源に対しては運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，また，敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては換気設備の隔離等により，運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員が事故対策に必要な指示・操作を行うことができるようにする。</u></p> <p><u>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより，事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう体制及び手順書を整備する。</u></p> <p><u>有毒ガスの発生による異常を検知した場合，統括当直長に連絡し，統括当直長は通信連絡設備により，有毒ガスの発生を運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員に周知する手順書を整備する。</u></p>	<p>ハ. 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(2) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(i) 重大事故等対策</p> <p>(d) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備</p> <p>(イ) 手順書の整備 1) ～6) (略)</p> <p><u>7) 有毒ガス発生時に，事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう，運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の防護に対し，以下の手順書を整備する。</u></p> <p><u>運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書と体制を整備する。</u></p> <p><u>予期せぬ有毒ガスの発生において，運転員及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対しては，配備した防護具を着用することにより，事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう手順書を整備する。</u></p> <p><u>有毒ガスの発生による異常を検知した場合，通信連絡設備により，有毒ガスの発生を統括当直長から運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員に周知する手順書を整備する。</u></p>	<p>技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項に対する対応方針として，非常時対策組織要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書及び体制を整備すること，予期せず発生する有毒ガスに対し防護具等により非常時対策組織要員を防護する手順書を整備すること，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に通信連絡設備により運転員等に周知する手順書を整備することを記載する。 具体的な手順は，技術的能力 1.1～2. に反映する。</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（技術的能力）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備</p> <p>③ 手順書の整備</p> <p>a. ～ f. (略)</p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備</p> <p>③ 手順書の整備</p> <p>a. ～ f. (略)</p> <p><u>g. 有毒ガスの発生時に，事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう，運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制及び手順書を整備する。敷地内において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，また，敷地外の固定源及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質に対しては換気設備の隔離等により，運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員が事故対策に必要な指示・操作を行うことができるようにする。</u></p> <p><u>予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転員及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより，事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう体制及び手順書を整備する。</u></p> <p><u>有毒ガスの発生による異常を検知した場合，統括当直長に連絡し，統括当直長は通信連絡設備により，有毒ガスの発生を運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員に周知する手順書を整備する。</u></p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>5.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備</p> <p>③ 手順書の整備</p> <p>a. ～ f. (略)</p> <p><u>g. 有毒ガス発生時に，事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう，運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の防護に対し，以下の手順書を整備する。</u></p> <p><u>運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書と体制を整備する。</u></p> <p><u>予期せぬ有毒ガスの発生において，運転員及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対しては，配備した防護具を着用することにより，事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう手順書を整備する。</u></p> <p><u>有毒ガスの発生による異常を検知した場合，通信連絡設備により，有毒ガスの発生を統括当直長から運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員に周知する手順書を整備する。</u></p>	<p>技術的能力審査基準 1.0(4)の追加要求事項に対する対応方針として，非常時対策組織要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書及び体制を整備すること，予期せず発生する有毒ガスに対し防護具等により非常時対策組織要員を防護する手順書を整備すること，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に通信連絡設備により運転員等に周知する手順書を整備することを記載する。</p> <p>具体的な手順は，技術的能力 1.1～2. に反映する。</p>